

## 桑名市いのち支える行動計画～桑名市自殺対策行動計画～（案）

### 概要

#### 計画策定の背景

わが国の自殺者数は、1998（平成 10）年に急増し、その後連続して 3 万人を超える状況にありました。このため、2006（平成 18）年 6 月、自殺対策を総合的に推進して自殺防止を図る「自殺対策基本法」が成立し、同年 10 月に施行されました。これに基づき、2007（平成 19）年 6 月には、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」が策定され、これまで「個人的な問題」とされてきた自殺を「社会的な問題」と捉え、社会全体で自殺対策が進められたことにより、2010（平成 22）年以降は自殺者数が連続して減少し、急増以前の水準に戻りました。しかし、依然として非常事態は続いています。

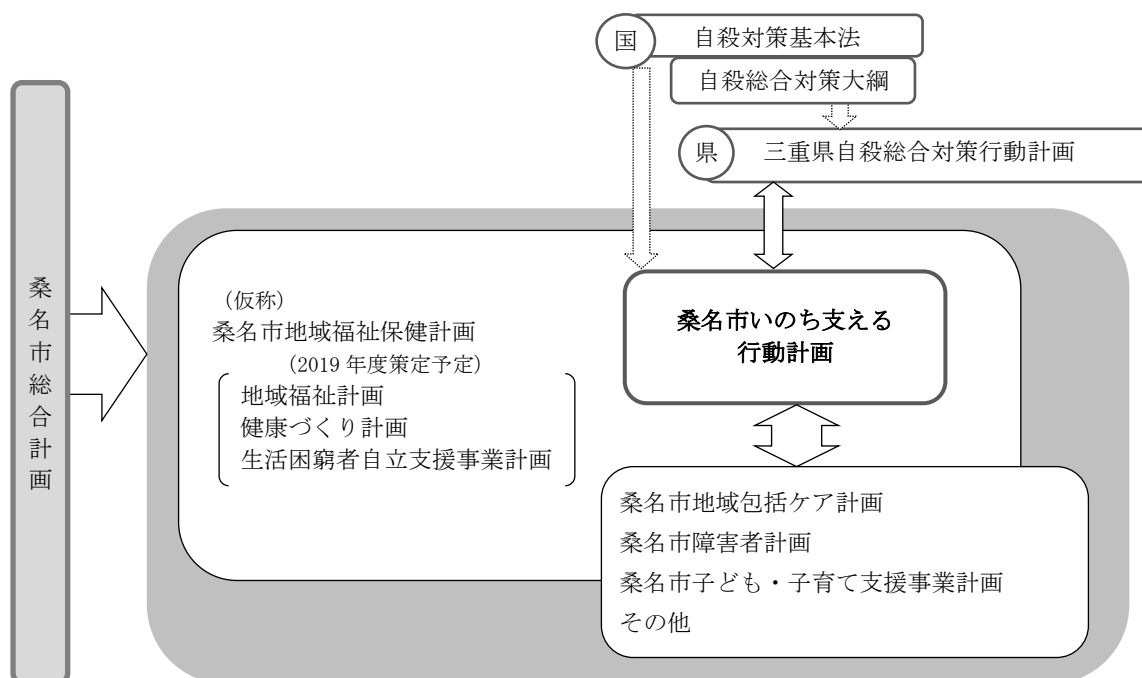
さらに、2016（平成 28）年 3 月には「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が成立し、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

#### 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画であり、自殺総合対策大綱及び第 3 次三重県自殺総合対策行動計画並びに本市の現状を勘案して策定しました。

この計画は、関連計画との整合を図り、連携して施策を推進します。

#### <計画の位置づけ>



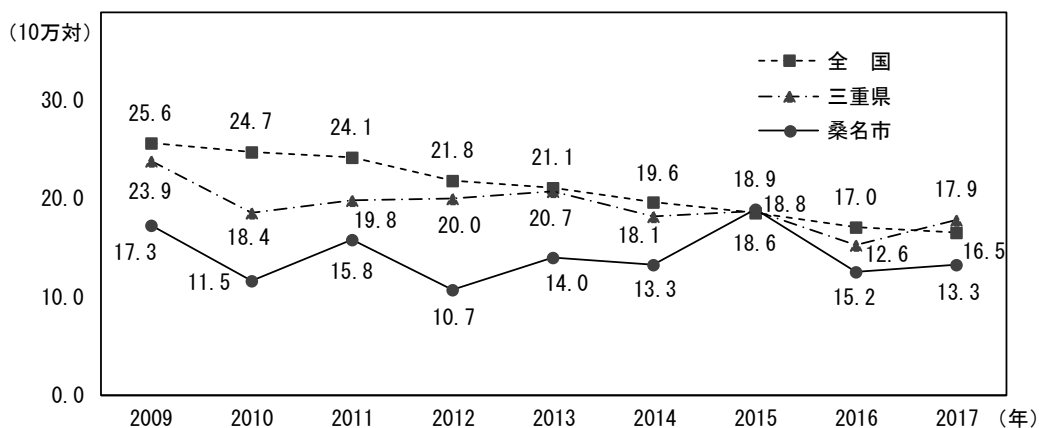
## 桑名市における自殺の現状

### (1) 自殺死亡率の推移

自殺死亡率とは、人口 10 万人当たりの自殺者数を言います。

本市の自殺死亡率は、年によって差が大きいものの、全国や三重県と比べて 2015（平成 27）年を除いた全ての年で下回っています。しかし、全国のように減少傾向にあるとは言えません。

<自殺死亡率の推移>



### (2) 桑名市の主な自殺の特徴

国から提供された 2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年の 5 年間の自殺者について、生活状況別（性別・年齢階級（成人 3 区分）・職業の有無・同居人の有無）の区分で、自殺者数の多さを基本に順位付けしたデータによると、「1 位 男性 40～59 歳有職同居」「2 位 女性 60 歳以上無職同居」「3 位 男性 60 歳以上無職同居」「4 位 男性 40～59 歳無職同居」「5 位 男性 20～39 歳有職同居」となります。

これらから、地域自殺実態プロファイルによる上位の性・年齢の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考にした地域特性、重点施策をすべき対象としては、「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」があげられています。

## 基本理念

桑名市では、7つのビジョンに基づいてまちづくりを進めています。その一つに掲げられているのが「命を守ることが最優先」です。

自殺の背景にはこころの健康（精神保健）の問題だけでなく、過労、失業、生活困窮、病苦、子育てや介護疲れ、いじめや孤立など、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるさまざまな社会的要因があります。したがって、自殺は個人的な問題としてのみ捉えられべきものではなく、その多くが防ぐことのできる社会的な問題として捉え、自殺対策を一人ひとりの生活を守るための社会的な取組として実施していく必要があります。

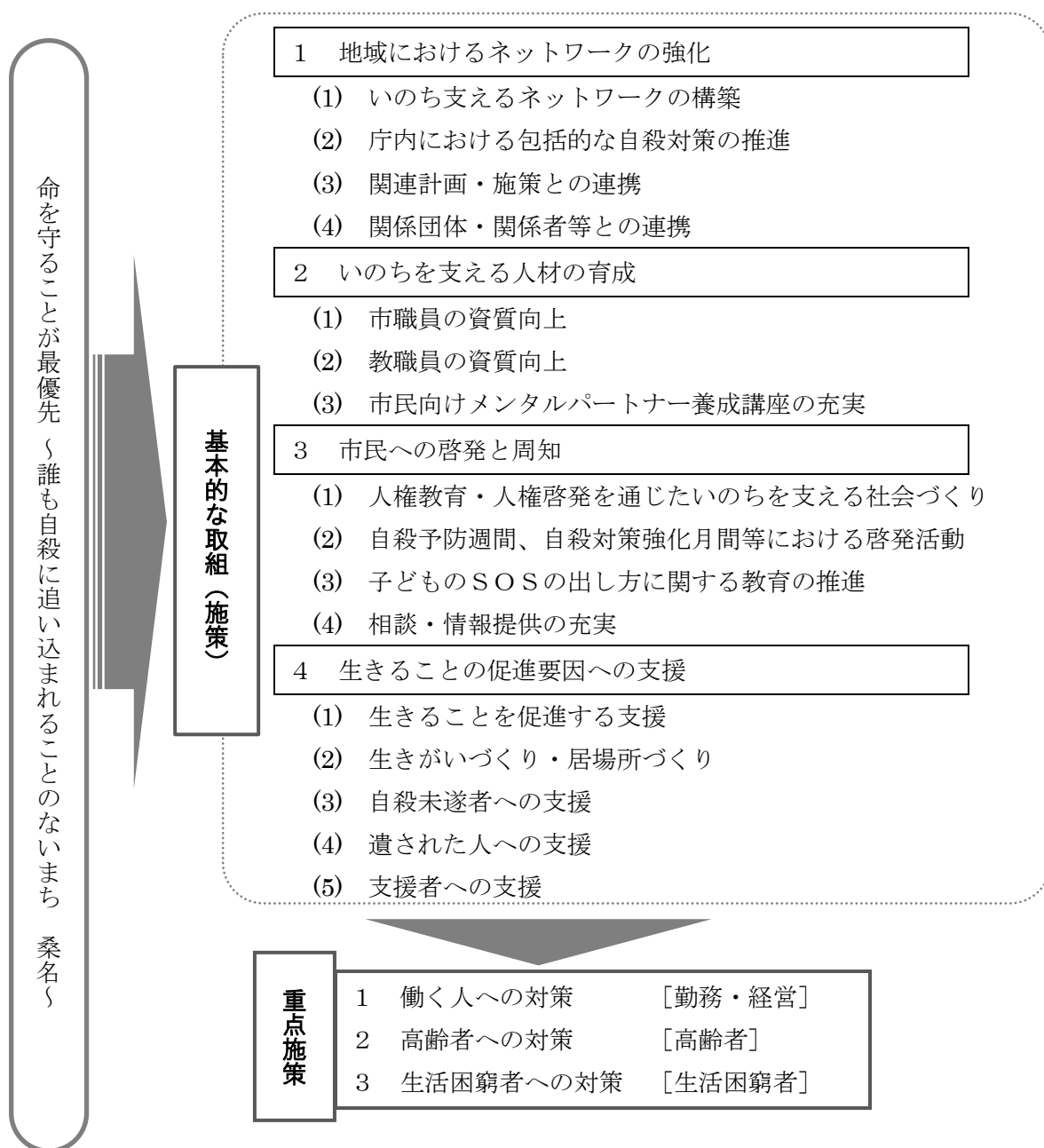
それは、「命を守ることが最優先」を体現することであり、本市の重点的な施策として位置づけられるものです。

そこで、本計画においては、「命を守ることが最優先～誰も自殺に追い込まれることのないまち 桑名～」を基本理念として掲げ、その実現を目指します。

自殺対策は、その本質が「生きることの包括的な支援」であることを共通認識として、全ての市民がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らせるよう、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、これらの取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進していきます。

## 施策の体系

「命を守ることが最優先～誰も自殺に追い込まれることのないまち 桑名～」の実現を目指し、4本の基本施策と3本の重点施策を柱として取組を推進していきます。



## 基本的な取組（施策）

### 1 地域におけるネットワークの強化

行政はもちろん、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、課題を共有して、それぞれの役割を明らかにし、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。

#### 【具体的な取組（一部抜粋）】

庁内体制整備、関連団体・関係者等との連携強化

### 2 いのちを支える人材の育成

生きることの阻害要因となりうる悩みや生活上の困難を抱えた人に対する早期の「気づき」が重要であり、できるだけ多くの人々が「気づき」に対応できる社会となるためには、その人材育成が必要不可欠です。

市職員や地域で相談を担う人はもとより、地域活動団体や企業、市民も早期の「気づき」ができるよう、自殺に関する正しい知識を普及し、自殺の危険を示すサインに気づき・話を聞き・見守る、必要に応じて専門家につなぐ役割を担う人材育成を推進します。

#### 【具体的な取組（一部抜粋）】

こころの健康づくり講座・講演等の実施、正しい知識の普及啓発

### 3 市民への啓発と周知

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開していきます。

#### 【具体的な取組（一部抜粋）】

人権啓発を通じた命の大切さの啓発、児童生徒・育児中の保護者・高齢者等の相談事業

### 4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれるリスクが高まるのは、「生きることの阻害要因」が「生きることの促進要因」を上回ったときです。したがって、自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行う必要があります。生きることの促進要因への支援という観点から、生きがいづくり・居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援等に関する対策を推進します。

#### 【具体的な取組（一部抜粋）】

各種手当の支給事務等を通じた支援、虐待やDV被害者への対応を通じた支援、  
「通いの場」の推進・各種活動への支援など孤立を防ぐための居場所づくり・生きがいづくりに関すること、職員・教職員の健康管理